

衆議院法務委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月27日（水）、第13回の委員会が開かれました。

- 1 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第58号）
刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外2名提出、衆法第31号）
・古川法務大臣、二之湯国务大臣（国家公安委員会委員長）、政府参考人及び最高裁判所当局並びに提出者米山隆一君（立民）に対し質疑を行いました。
（質疑者）尾崎正直君（自民）、大口善徳君（公明）、鎌田さゆり君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、米山隆一君（立民）、階猛君（立民）、阿部弘樹君（維新）、守島正君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

尾崎正直君（自民）

- (1) 拘禁刑の創設
 - ア 受刑者の特性に応じた的確な処遇要領を策定するための人的体制充実の必要性
 - イ 外部の教育機関等との連携を含めた教科指導の充実のための体制強化の必要性
 - ウ 協力雇用主等のニーズを踏まえた職業訓練プログラムの策定の必要性
- (2) 刑の執行猶予制度の拡充
 - ア 保護司のなり手確保のための方策
 - イ 特定の犯罪的傾向を改善するための援助を充実させるために更生保護施設に対する国の支援を充実させる必要性
- (3) 刑務所満期釈放者等に対する援助
 - ア 満期釈放者等に対する訪問支援モデル事業の取組状況及び更生保護地域連携拠点事業の目的
 - イ 再犯防止施策の推進のための地方公共団体に対する財政面も含めた支援の必要性
- (4) 受刑中から釈放後の社会生活までを見据えた切れ目なく息の長い支援の実施に向けての法務大臣の決意
- (5) 侮辱罪の法定刑引き上げ
 - ア 法定刑引き上げの目的及び引き上げ後の公訴時効の期間
 - イ 法定刑引き上げにより表現の自由に対して強い萎縮効果をもたらすと懸念に対する法務省の見解
- (6) 衆法第31号に規定する加害目的誹謗等罪
 - ア 侮辱罪を残したまま加害目的誹謗等罪を創設する理由
 - イ 侮辱罪と異なり公然性を構成要件としていない理由
 - ウ 加害目的誹謗等罪は公然性を構成要件としていないことから、単なる口論でも構成要件に当たりかねず、著しく表現の自由を侵害するのではないかとの意見に対する衆法提出者の見解
 - エ 人格を加害する目的で事実を摘示せず政治家を誹謗した場合の加害目的誹謗等罪による処罰の可否
 - オ 加害目的誹謗等罪における刑法第35条が規定する正当行為の適用の有無
 - エ 法定刑が拘留又は科料である加害目的誹謗等罪のインターネット上の誹謗中傷に対する抑止効果についての衆法提出者の見解

大口善徳君（公明）

- (1) 侮辱罪に公共の利害に関する場合の特例が設けられていない理由及び正当な言論活動は刑法第35条の正当行為として違法性が阻却されるので侮辱罪として処罰されないとの考えに対する法務大臣の見

解

- (2) 拘禁刑の創設
 - ア 「刑事施設に拘置する」ことと「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」ことを別の項で規定する趣旨
 - イ 改善更生のための作業及び指導が応報の観点の有していないことの確認
 - ウ 個々の受刑者の特性を把握する方法及び刑事施設における処遇の内容
 - エ 個々の受刑者の特性を把握するための体制整備の状況
- (3) 矯正施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達制度
 - ア 同制度の意義
 - イ 被害者等から心情等を聴取することが相当でない場合及び被害者等から聴取した心情等を受刑者等に伝達することが相当でない場合のそれぞれの具体例
- (4) 刑の執行猶予制度の拡充
 - ア 刑の執行猶予制度を拡充する趣旨、再度の保護観察付執行猶予として想定される事例及び再度の保護観察における指導監督の方法
 - イ 保護観察官の増員や保護司活動への支援などの体制整備の重要性についての法務大臣の見解
- (5) 更生緊急保護の期間を最長2年に延長する趣旨、訪問相談支援事業を行う更生保護施設に対する支援の必要性、収容中の者からの申出による更生緊急保護を定める趣旨と施策の内容及び支援が必要な受刑者が出所後に確実に更生緊急保護が受けられるようにする取組

鎌田さゆり君（立民）

- (1) 法務大臣が法制審議会に対して侮辱罪の法定刑引上げについての諮問を行った動機とSNS上の誹謗中傷により木村花さんが自死した事件の関係性
- (2) 侮辱罪の法定刑引上げを「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金」とした理由及び法定刑の引上げの程度についての被害者からの要望の有無
- (3) 法務大臣による4月26日の本委員会の視聴
 - ア 法務大臣が4月26日の本委員会における参考人質疑を視聴したか否かの確認
 - イ 法務大臣が把握している参考人の意見陳述の範囲
 - ウ 法務大臣が意見陳述を視聴した参考人の氏名
- (4) 刑法の理念についての法務大臣の見解
- (5) 本法案による侮辱罪の法定刑引上げは被害者の気持ちに答えていないのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- (6) 侮辱罪の被害届の受理件数及び相談件数
- (7) 警察が侮辱罪の相談件数を把握していない理由
- (8) 警察が相談内容を罪状別に分類していないことの確認
- (9) 侮辱罪の法定刑引上げについての各都道府県警察からの意見聴取の実施の有無
- (10) 侮辱罪の適用事例で略式起訴となった者の再犯に関する統計の有無
- (11) 侮辱罪による私人逮捕
 - ア 法定刑の引上げ後、国会議員が街頭演説中に侮辱された場合における私人逮捕の可否についての国家公安委員会委員長の見解
 - イ 侮辱された国会議員による私人逮捕は可能であり、逮捕後に被疑者を警察に引き渡せば問題ないことの確認
- (12) 侮辱罪の教唆犯及び幫助犯
 - ア 「リツイート」や「いいね」が侮辱罪の教唆犯や幫助犯に該当するか否かの確認
 - イ ツイッターの書き込みの削除やアカウントの抹消により罪を免れることができるのではないかとの考えに対する法務省の見解

(13) 法務大臣が炎上商法という言葉を知っているか否かの確認

藤岡隆雄君（立民）

侮辱罪の法定刑引上げと政治的言論の自由

- ア 侮辱罪における「侮辱」の定義
- イ 侮辱罪により現行犯逮捕された事例の有無
- ウ 法定刑引上げに伴って侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が外れることによる逮捕の可能性についての国家公安委員会委員長の見解
- エ 逮捕状の請求に対する発付の割合
- オ 侮辱罪による逮捕を政治的に利用するおそれに対する国家公安委員会委員長の見解
- カ 閣僚又は国会議員を侮辱した者が逮捕される可能性の有無
- キ 閣僚又は国会議員を侮辱した者が逮捕されることはないとする国家公安委員会委員長の答弁の法律上の根拠
- ク 閣僚又は国会議員を侮辱した者が逮捕されることがないように内閣提出法律案を修正する必要性
- ケ 刑法第35条の正当行為により侮辱罪として処罰されない基準
- コ 将来に対して禍根を残す可能性がある内閣提出法律案を修正すべきとの考えに対する国家公安委員会委員長の見解
- サ 衆法の加害目的誹謗等罪における処罰対象を限定する工夫
- シ 内閣提出法律案の修正の必要性についての法務大臣の見解
- ス 言論弾圧的な逮捕が可能になるとの懸念から内閣提出法律案を修正すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- セ 時の総理大臣や閣僚の解釈により侮辱的要素を含む政治的な批判をした者を逮捕できる制度になるとの批判に対する法務大臣の見解
- ソ 安倍元内閣総理大臣の「こんな人たちに負けるわけにはいかない」との演説が刑法第35条の正当行為に該当するか否かについての国家公安委員会委員長の見解

米山隆一君（立民）

侮辱罪の法定刑引上げ

- ア 木村花さんの事件で誹謗中傷を行ったとして特定された20人のうち、法定刑引上げにより侮辱罪での処罰が想定される人数
- イ 侮辱罪の処罰範囲が変わらないのであれば、インターネット上の誹謗中傷に迅速に対応するという立法目的が達成されないのではないかと指摘に対する法務大臣の見解
- ウ 法定刑引上げによっても処罰できない者の範囲は現行法と変わらないことが妥当か否かについての法務大臣の見解
- エ 法務大臣の言う侮辱罪の法定刑引上げによる一般予防効果とは、処罰範囲が不明確なことにより処罰されることを恐れて、誹謗中傷行為を思いとどまるという趣旨か否かの確認
- オ SNS上での「相変わらずストーリーみたいで気持ち悪い人だな」との記載は侮辱罪に該当するか否かについての法務省の見解
- カ 上記オの事例を刑事告訴した場合に受理されるのか否かについての警察庁の見解
- キ 侮辱罪の処罰範囲が明確に示されないことが言論の萎縮を招くとの指摘に対する法務大臣の見解
- ク 犯罪の成否の判断は法と証拠に基づいて裁判で行うとの法務大臣の答弁の趣旨の確認
- ケ どのような行為が侮辱罪となるか裁判するまでわからないのであれば、一般予防効果は期待できず、言論の萎縮のおそれのみがあるとの指摘に対する法務大臣の見解
- コ 公権的解釈権を持つ法務大臣が処罰範囲の解釈を示すべきとの考えに対する法務大臣の見解

- サ 侮辱罪における「侮辱」の定義
- シ 「総理はうそつきで顔を見るのも嫌だ、早く辞めたらいいのに」との表現を衆議院議員が発言した場合、評論家がコラムに記載した場合及び店主が客に発言した場合それぞれにおける侮辱罪該当性とその法的根拠
- ス 侮辱罪及び正当行為の適用範囲を委員会審査において示す必要性
- セ 上記スの適用範囲を具体的に示さないと法務大臣が考えているのか否かの確認
- ソ 国民にガイドライン等で上記スの適用範囲を示す予定の有無
- タ 上記スの適用範囲が明確となる法律とすることやガイドラインを作成することについての法務大臣の見解
- チ 上記スの適用範囲について今回の質疑では具体的な基準を答弁する予定の有無

階猛君（立民）

- (1) 4月22日の衆議院法務委員会における「法定刑引上げの趣旨を適切に勘案して、必要な捜査及び訴追がなされる」旨の政府答弁は、侮辱罪の法定刑引上げにより必要な捜査及び訴追の内容も変わるといふ意味であるか否かの確認
- (2) 警察における侮辱罪の告訴の取扱い
 - ア 被害者が被疑者を特定できない場合における告訴の受理の可否
 - イ 4月26日の衆議院法務委員会における被害者が被疑者を特定しないと被害届すら出せない旨の参考人の発言の事実確認
 - ウ 告訴するためには発信者の特定に係る負担を被害者が負わなければならないのか否かについての国家公安委員会委員長の見解
 - エ 発信者の特定に係る負担は警察が負うべきとの考えに対する国家公安委員会委員長の見解
- (3) 侮辱罪の認知件数及び検挙件数
 - ア 発信者の特定に係る負担を軽減すれば認知件数及び検挙件数が増加するのではないかととの考えに対する国家公安委員会委員長の見解
 - イ 法定刑引上げによる一般予防効果があれば認知件数及び検挙件数は減少するのではないかととの考えに対する国家公安委員会委員長の見解
- (4) 現行の期間の公訴時効の完成により侮辱罪の検挙ができなかった事案の割合
- (5) 衆法第31号
 - ア 同法案がインターネット上で誹謗中傷を受けた被害者の処罰感情に込め得るか否かについての衆法提出者の見解
 - イ 侮辱罪についても公共の利害に関する場合の特例を明文化することについての衆法提出者の見解
- (6) 侮辱罪による現行犯逮捕
 - ア 表現の自由を萎縮させない見地から現行犯逮捕の基準を明確化する必要性
 - イ 街頭演説やデモ行進等で政治家等を批判した場合において、その批判が事実を摘示せずに相手の社会的評価を低下させる内容であったとしても、現行犯逮捕をされないようにすべきとの考えに対する国家公安委員会委員長の見解
 - ウ 上記イに関する逮捕基準を明文化する必要性
 - エ 上記イに関する留置の要否の基準を明確化する必要性
 - オ 令和4年2月14日の衆議院予算委員会において階委員が国家公安委員会委員長に対して行った大臣の資質に疑問がある旨の発言を、国会議員の免責特権を有しない者が街頭で行った場合、侮辱罪の構成要件に該当するか否かについての国家公安委員会委員長の見解

阿部弘樹君（維新）

- (1) 罪を犯した障害者の社会復帰支援
 - ア 障害のある累犯者の社会復帰支援を行ってきた社会福祉法人南高愛隣会の取組
 - イ 社会福祉法人南高愛隣会の取組についての法務大臣の所見
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）
 - ア 医療観察法の概要
 - イ 医療観察法に規定する6罪種
 - ウ 対象罪種の見直しについての法務省の考え
- (3) 薬物事犯
 - ア 刑の一部執行猶予制度の概要
 - イ 内閣提出法律案における保護観察付執行猶予に係る改正の内容
 - ウ 薬物事犯による保護観察付執行猶予中の者が再度薬物事犯を起こした場合の執行猶予の適用の有無
 - エ 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大等の取組状況
- (4) 矯正施設における医療体制
 - ア 矯正医官の定員充足に向けた取組
 - イ 矯正施設における医療の充実に向けた取組

守島正君（維新）

- (1) 侮辱罪の法定刑引上げ
 - ア 名誉毀損罪及び侮辱罪の保護法益
 - イ 被害者がインターネット上の誹謗中傷を苦に自死したことが、侮辱罪や名誉毀損罪の処罰の量刑上評価されるか否かの確認
 - ウ 誹謗中傷によりノイローゼ等の精神的な疾患を生じさせた場合に傷害罪が成立するか否かの確認
 - エ 誹謗中傷により自死した場合に傷害致死罪が成立するか否かの確認
 - オ 侮辱罪で処罰される侮辱行為に同調した者が同罪で処罰される可能性
 - カ 侮辱罪で処罰される侮辱行為に行為前に同調した者が同罪の従犯で処罰される可能性があることの確認
 - キ インターネット上の誹謗中傷を防ぐ方策についての法制審議会における議論の内容
 - ク インターネット上の誹謗中傷に対し新たな法整備を含めた更なる対策を行う必要性に対する法務大臣の見解
- (2) 拘禁刑の創設
 - ア 拘禁刑における作業の位置付け
 - イ 拘禁刑における作業が強制労働の廃止に関する条約（ILO第105号条約）で禁止される強制労働に該当する可能性及び同条約への対応策
 - ウ 拘禁刑と懲役・禁錮との違いによる量刑判断の考え方

鈴木義弘君（国民）

- (1) 侮辱罪の法定刑引上げ
 - ア 本法案は侮辱罪の構成要件に変更はなく、正当な意見や論評の表明は処罰の対象外であることの確認
 - イ 誹謗中傷がインターネットに掲載された時点で侮辱罪における公然性の要件を満たすと捉えることの可否
 - ウ インターネットに掲載された誹謗中傷を認識した者が数名であった場合でも公然性が認められることの確認

- エ プロバイダによる発信者情報開示を容易にすることにより、問題の解決を図るべきとの考えに対する法務省の見解
- オ プロバイダを侮辱罪の幫助犯として処罰することの可否
- カ 法定刑引上げにより侮辱罪の幫助犯や教唆犯が処罰の対象となることの確認
- キ 現行法上、自殺幫助罪が処罰の対象であることの確認
- (2) 拘禁刑の創設
 - ア 刑務作業の内容を就労に結び付くものに変更することについての法務大臣の見解
 - イ 拘禁刑における刑務作業を拒否できるか否かの確認
 - ウ 刑務作業を行った受刑者に支払う作業報奨金の額
 - エ 受刑者の出所後の社会復帰を支援するために作業報奨金の額を見直す必要性についての法務大臣の見解
- (3) 刑事施設収容中の携帯電話等の各種契約の解除手続への支援の必要性
- (4) 本法案が円滑な社会復帰のために受刑者と支援者との信頼関係の構築に資する内容であることについての法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 侮辱罪の法定刑引上げ
 - ア インターネット上の誹謗中傷に対する有効な対策を取るために木村花さんの事件を検証する必要があるとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ ダイレクトメールによる場合の侮辱罪の成否及び脅迫罪や強要罪が適用される言動の具体例
 - ウ 侮辱と認定された言動の裁判例、現行犯逮捕を判断する者及びその判断基準
- (2) 令和元年の北海道警察によるやじ排除事件
 - ア 同事件の事実経過
 - イ 同事件における北海道警察の対応についての国家公安委員会委員長の認識
 - ウ 同事件における北海道警察の対応を正当とするならば法定刑を引き上げた侮辱罪を政治的な弾圧に利用するのではないかとの懸念に対する国家公安委員会委員長の見解
 - エ 同事件のような場面で侮辱罪での現行犯逮捕が可能となることによる自由な言論や表現に対する萎縮効果は明らかであるとの意見に対する法務大臣の見解